



JFA サッカー施設整備助成事業 2023

概要説明書／手引き書

2022年7月
 公益財団法人日本サッカー協会
 47FA 普及推進部



1. 助成事業の概要

(1) JFA サッカー施設整備助成事業 2023 の対象事業2区分

JFA サッカー施設整備対象事業 2023 は以下の2つの事業区分からなる。

- 1) 助成区分1: 都道府県フットボールセンター整備助成事業
- 2) 助成区分2: 地区サッカー施設整備助成事業

(2) 助成事業の実施期間及び活用可能な予算について

この助成金の「助成対象事業」の実施期間は、2023年7月から開始し、JFAの次期施設整備助成制度が確立されるまでの暫定的措置として、終了期間は明示しない。

また、この助成金の財源は2015年～2022年にわたる8年間に実施されたJFAサッカー施設整備助成事業において活用しきれなかった総額12億円を原資とし、前条に掲げた1)から2)にあてはまる事業に対して、申請のあった都道府県サッカー協会が以下の条件を前提として活用することができる。

- ① 本助成制度は暫定措置として、申請順により受け付け、次期助成制度確立前に総額12億円に達した場合はその時点で終了する
- ② 各都道府県協会は本事業において最大1億円を活用し申請することができる。
- ③ 次期施設整備助成制度(総枠未定)が確立されたのちには、本制度により助成を受けた金額を、次期制度の都道府県サッカー協会に対する予算枠(金額未定)から差し引くこととする

(3) 助成区分別の助成事業概要

助成区分	助成対象者	助成対象事業	助成対象経費 上限額※1	助成金額 上限額※1	助成率	助成対象の条件
1) 都道府県フットボールセンター整備助成事業	47FA 地方自治体 クラブ※2	天然芝(新設)	上限 2000 万円	上限 1500 万円	75%	次頁「都道府県フットボールセンター整備助成事業の助成対象の条件」を参照
		人工芝(新設)	上限 9000 万円	上限 4500 万円	50%	
		夜間照明(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
		クラブハウス(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
		フットサル・ビーチサッカー・屋内サッカー場等(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
2) 地区サッカー施設整備助成事業	47FA 地方自治体 クラブ※2 市区郡町村協会※2	天然芝(新設)	上限 2000 万円	上限 1500 万円	75%	・都道府県サッカー協会の承認 ・今後の大規模修繕を地元で実施できること
		人工芝(新設)	上限 9000 万円	上限 4500 万円	50%	
		夜間照明(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
		クラブハウス(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		
		フットサル・ビーチサッカー・屋内サッカー場等(新設)	上限 3000 万円	上限 1500 万円		

※1:「助成対象事業別助成率」と「助成対象事業別助成金額上限」はどちらか低い額を助成金額とする。

※2: 助成対象者のクラブ(Jクラブ、地域クラブ等)及び市区郡町村(サッカー)協会は、NPO法人若しくは、公益財団/社団、一般財団/社団等の法人格を有する団体のみを対象とし、株式会社等の営利法人は対象としない。なお、クラブは少なくとも1チーム以上がJFAにチーム登録をしているクラブであることを条件とする。また、市区郡町村(サッカー)協会は、都道府県サッカー協会の組織に正式に位置付けられている協会であることを条件とする。

※3: 本制度においては、人工芝改修事業等については助成対象としない

琴浦町公施設配置計画(案)

計画期間: 令和17年度まで

凡例: ■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

■: 公共施設個別施設計画の対象外

	八橋地区	浦安地区	下郷地区	上郷地区	古布庄地区	赤碓地区	成美地区	安田地区	以西地区
人口(R2.11.30)	3,818人	3,737人	1,577人	458人	757人	3,459人	1,505人	1,052人	679人
町民文化系	八橋ふれあいセンター ★まなびタウン(ホール)	白鳳館 下伊勢西集会所	倉坂地区活性化施設 倉坂多目的集会所 カウパルホール 勤公民館(譲渡済)		三本杉ふるさと分校	赤碓地区まなびセンター(ホール) 漁村センター 赤碓ふれあい交流会館 朝日ヶ丘団地集会所 桐谷家住宅 上野集会所	上中村構造改善センター 桜ヶ丘地区会館 東桜ヶ丘地区会館 出上集会所 出上地区会館		多目的共同利用施設 竹内多目的研修施設 宮木多目的研修施設 大熊多目的研修施設 大父木地多目的研修施設 大父多目的研修施設 平田ヶ平多目的研修施設 国実多目的研修施設 山川構造改善センター
社会教育系	★八橋地区公民館 ★まなびタウン(図書館)	★浦安地区公民館	★下郷地区公民館	上郷地区公民館	★古布庄地区公民館	★赤碓地区公民館 赤碓地区まなびセンター(図書館)	★成美地区公民館	★安田地区公民館	★以西地区公民館
体育系	八橋小学校(体育館) 東伯中学校(体育館) ★東伯総合公園 東伯勤労者体育センター(除却済)	浦安小学校(体育館) 東伯武道館	聖郷小学校(体育館) 聖郷運動広場	旧古布庄小学校(体育館)	旧古布庄小学校(体育館)	赤碓小学校(体育館) 赤碓中学校(体育館) 赤碓武道館 農業者トレーニングセンター 赤碓総合運動公園	船上小学校体育館 赤碓勤労者体育センター	旧安田小学校(体育館)	旧以西小学校(体育館)
レクリエーション系	平岩記念会館		お試し住宅		★一向平キャンプ場	ポート赤碓物産館 日韓友好交流会館 ★物産館ことうら			大父木地親水公園 船上山公衆トイレ 人材活用加工販売施設 船上山休憩所
子育て支援系	やばせこども園	しらとりこども園	こがねこども園			ことうらこども園	★ふなのえこども園		
保健・福祉系	保健センター	東伯文化センター ★アエル ★福祉センター				いきいき健康センター 在宅介護支援センター	高齢者憩いの家(譲渡済) 赤碓文化センター		
行政系	役場本庁舎 ★まなびタウン東伯(教育委員会) 第1分団車庫 第2分団車庫 浦安駅前格納庫	第3分団車庫 上伊勢水防倉庫 防災備蓄倉庫	第4分団車庫	山田水防倉庫	第5分団車庫 法水水防倉庫	赤碓まなびセンター(分庁舎) 第6分団車庫 第7分団車庫 除雪車庫	第9分団車庫 成美防災備蓄倉庫	第8分団車庫	第10分団車庫 除雪車庫
その他	旧中井旅館 民俗資料館(除却済) 東伯町民住宅 旧八橋保育園	旧逢束保育園 鳥取中央有線放送 旧東伯給食センター	大法水車小屋		★旧古布庄保育園 旧古布庄小学校	旧商工会赤碓会館 赤碓駅南公衆トイレ 旧赤碓給食センター 老人ふれあい工房 鳴り石の浜公衆トイレ	旧出上駐在所 納骨堂	★旧安田小学校 ★旧安田保育園 琴浦町営斎場	旧船上山出張所 ★旧以西小学校 旧以西保育園

琴浦町公共施設配置計画(案)

計画期間: 令和17年度まで

凡例:

■ 廃止・売却・廃止

■ 非更新

■ 新規取得

■ 複合化・集約化

■ 一部廃止・非更新

★: R3-R9に大規模改修・複合化等を予定している施設

■: 公施設個別施設計画の対象外

	八橋地区	浦安地区	下郷地区	上郷地区	古布庄地区	赤崎地区	成美地区	安田地区	以西地区
人口(R2.11.30)	3,818人	3,737人	1,577人	458人	757人	3,459人	1,505人	1,052人	679人
産業系	■ 下伊勢共同加工施設	■ 下伊勢大型共同作業所 ■ 下伊勢第1作業所 ■ 下伊勢第2作業所 ■ 農機具保管庫(金屋) ■ 農機具保管庫(下伊勢) ■ 下伊勢畜産団地 ■ 淡水魚養殖施設				■ 松谷農機具格納庫	■ 出上共同出荷所 ■ 出上農機具保管施設	■ 野菜共同出荷場	
学校教育系	八橋小学校 東伯中学校	浦安小学校 学校給食センター	聖郷小学校			赤崎小学校 赤崎中学校	船上小学校		
公営住宅系	■ 一里松第1・4団地 ■ 一里松団地集会所 ■ 八橋第3団地 ■ 八橋団地 ■ とうはくハイツ ■ コーポラスことうら	■ 新規設農者住宅 ■ 下伊勢第1団地 ■ 下伊勢第2団地 ■ いなり第1・2・3団地 ■ 上伊勢団地 ■ 上伊勢団地集会所 ■ 榎下第1・2・3・4・5南団地 ■ 榎下集会所 ■ 東伯団地 ■ 浦安団地 ■ 浦安団地集会所				■ 松ヶ丘団地 ■ 松ヶ丘団地集会所 ■ 南荒神団地 ■ 南荒神団地集会所 ■ 駅前団地 ■ きらり団地 ■ きらり団地集会所 ■ 上野団地 ■ 船望台団地 ■ 船望台団地集会所	■ 東山団地 ■ 東山団地集会所 ■ 城山団地 ■ 城山団地集会所 ■ 桜ヶ丘団地 ■ 出上団地 ■ 成美団地	■ 八幡第2団地 ■ みどり団地 ■ みどり団地集会所	
公園系	■ 八橋農村公園 ■ 八橋公園 ■ 徳万公園	■ 水辺公園 ■ 蓬東農村公園 ■ いなり公園 ■ 蓬東海岸ふれあい広場	■ 下大江農村公園 ■ 倉崎農村公園	■ 法万農村公園 ■ 南部ふるさと広場	■ 荒神公園 ■ きらり公園 ■ ふるさと海岸 ■ 赤崎ふれあい広場 ■ 花見公園	■ 今在家農村公園 ■ 分乗寺農村公園 ■ 上中村農村公園	■ 八幡農村公園 ■ 光農村公園 ■ 隣津農村公園	■ 山川農村公園 ■ 金屋農村公園 ■ 竹内農村公園 ■ 大熊農村公園 ■ 大父農村公園	

地区公民館主催では困難な事業と協議会で可能な事業

●次に該当する事業は、公民館主催事業では困難

① 社会教育法により制限される営利事業

【社教法第23条】

- 1 公民館は次の行為を行ってはならない。
 - (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ
その他営利事業を援助すること。



営利事業の考え方

公民館で可能な事業 → 実費までの料金徴収
営利事業 → 実費以上の料金徴収
(ボランティア報償費等)

② 団体等による特別の認可や届出等が必要となる事業 (営業許可、交通空白地有償運送許可等)

●住民団体が主体となることで実施しやすい事業

地区	営利にとらわれず協議会で可能な事業
古布庄	森のカフェみなる、常設フリーマーケット、 そば・こんにやく・大豆づくり販売
安田	安田ふれあい食堂、ふれあい朝市、助け合い交通こうら、 むらづくりサポーター、ワイワイ祭り、ミニコスプレショー
以西	じげもん屋、軽トラ市、いさい夢まつり